

令和元年度愛媛県畜産収益力強化整備事業費補助金交付要綱

令和2年2月25日制定

(目的)

第1条 県は、令和元年度愛媛県畜産収益力強化整備事業実施要領（令和2年2月25日付け元畜第1158号。以下「実施要領」という。）に基づき、直接事業主体が行う令和元年度愛媛県畜産収益力強化整備事業（以下「事業」という。）に要する経費及び間接事業主体が行う事業につき市町が補助する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより畜産生産基盤の強化を図る。

2 補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）及び農畜産業関係補助事業事務等の取扱いについて（平成24年2月17日付け23農政第1429号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところに従わなければならない。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、実施要領の別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 事業主体は、知事が定める期日までに補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 事業主体は前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体又は取組主体において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第 4 条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適當と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、申請を行った事業主体に通知するものとする。

（契約等）

第 5 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）及び取組主体は、第 3 条の規定により提出した補助金交付申請書の内容で補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、原則として一般の競争入札に付すものとする。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。

2 補助事業者及び取組主体は、前項により契約しようとする場合は、当該

契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（平成27年2月3日付け26生畜第1677号農林水産省生産局長通知。以下「国事務取扱」という。）に基づく参考様式①及び参考様式②の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については競争入札等に参加させてはならない。

3 工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあっては、あらかじめ、「国事務取扱」第1の7のイの（ア）別記様式第3号により、その理由、選定方法等を知事に報告し、適正な契約手続きを確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付するものとする。なお、競争に参加する者はなるべく10社以上指名することとする。また、補助事業者は、事業実施主体又は取組主体による入札終了後、速やかにその結果について「国事務取扱」第1の6の（1）別記様式1号により知事に報告するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第6条 補助事業者は、次に掲げる重要な変更を補助事業に加えようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助事業の内容の変更をしようとするとき
- （2）事業費の30%を超える増減があるとき
- （3）事業実施主体又は取組主体の変更があるとき

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の繰越)

第8条 補助事業者は、やむを得ない事情により年度内の事業完了が困難となつたときは、速やかに補助事業繰越承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、この要綱に定める提出書類のほか、必要な書類の提出を命じ、その他、必要な指示をすることができる。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事が別に定めるところにより事業遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を作成し、知事に提出して、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して10日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に出来

高設計書等を添付し、知事に報告するものとする。

なお、知事は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく補助対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体又は取組主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、

補助金精算払請求書（様式第8号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第9号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第15条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第16条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じ検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取り消し等）

第17条 知事は、補助事業者、事業実施主体及び取組主体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において既に補助金が交付されているときは、知事

はその全部または一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(財産の管理)

第 18 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第 22 条第 2 項第 4 号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超える機械及び器具とする。

- 2 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者、事業実施主体及び取組主体は前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付せることがある。

(関係書類の保管)

第 19 条 補助事業者、事業実施主体及び取組主体は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

- 2 事業実施主体は、所管する取組主体に取得財産等がある場合は、財産管理台帳（様式第 10 号）及び関係書類を整備し、規則に定める処分制限期

間保管しなければならない。

(書類の経由)

第 20 条 この要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、取組主体の事業実施地区が所在する市町を管轄する家畜保健衛生所長を経由するものとする。ただし、直接事業主体は、愛媛県農林水産部農業振興局畜産課へ提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。